

さいたま市議会 告 示 番 号	さいたま市議会告示名	公布年月日
さいたま市議会 告 示 第 1 号	さいたま市議会議会局処務規程の一部を改正する 告示	令和 7 年 3 月 1 4 日
さいたま市議会 告 示 第 3 号	さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例施 行規程の一部を改正する告示	令和 7 年 3 月 2 8 日

さいたま市議会告示第 1 号

さいたま市議会議会局処務規程の一部を改正する告示

さいたま市議会議会局処務規程（平成 20 年さいたま市議会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(公示の方法) 第 16 条　さいたま市公告式条例（平成 13 年さいたま市条例第 3 号）に定める場合を除くほか、議会及び議長の行う公示は、同条例第 2 条第 2 項の例により行うものとする。	(公示の方法) 第 16 条　さいたま市公告式条例（平成 13 年さいたま市条例第 3 号）に定める場合を除くほか、議会及び議長の行う公示は、同条例第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

さいたま市議会告示第3号

さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示

さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年さいたま市議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(個人識別符号) 第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(5) [略] (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する <u>加入者等記号・番号等</u> (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する <u>組合員等記号・番号等</u> (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する <u>被保険者記号・番号等</u> (9) [略] (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号 (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する <u>組合員等記号・番号等</u> (12)・(13) [略] (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する <u>被保険者番号等</u> (15)～(17) [略] (個人の権利利益を害するおそれ大きいもの) 第6条 [略] 2 議長は、条例第13条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、	(個人識別符号) 第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(5) [略] (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する <u>保険者番号及び加入者等記号・番号</u> (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する <u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u> (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する <u>保険者番号及び被保険者記号・番号</u> (9) [略] (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号 (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する <u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u> (12)・(13) [略] (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する <u>保険者番号及び被保険者番号</u> (15)～(17) [略] (個人の権利利益を害するおそれ大きいもの) 第6条 [略] 2 議長は、条例第13条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、

当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1)～(5) 〔略〕

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第9条 〔略〕

2～7 〔略〕

8 条例第19条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準じる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア・イ 〔略〕

(2) 条例第19条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準じる事項を記録するもの

9 〔略〕

(開示請求等における本人確認手続等)

第11条 条例第21条第2項、第34条第2項又は第41条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 保有個人情報開示請求書、保有個人情報訂正請求書又は保有個人情報利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

(1)～(5) 〔略〕

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第9条 〔略〕

2～7 〔略〕

8 条例第19条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準じる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア・イ 〔略〕

(2) 条例第19条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準じる事項を記録するもの

9 〔略〕

(開示請求等における本人確認手続等)

第11条 条例第21条第2項、第34条第2項又は第41条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 保有個人情報開示請求書、保有個人情報訂正請求書又は保有個人情報利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) [略]
2～5 [略]

(開示決定の際に通知すべき事項)

第12条 [略]

様式第1号 (第10条関係)

保有個人情報開示請求書

[略]

--

[略]

[略]

3 本人確認等

[略]

ウ 請求者本人確認書類

☐運転免許証 ☐個人番号カード

[略]

[略]

[略]

[略]

様式第11号 (第22条関係)

保有個人情報訂正請求書

[略]

[略]

[略]

[略]

ウ 請求者本人確認書類

☐運転免許証 ☐個人番号カード

[略]

[略]

[略]

[略]

様式第17号 (第27条関係)

保有個人情報利用停止請求書

[略]

[略]

[略]

[略]

ウ 請求者本人確認書類

☐運転免許証 ☐個人番号カード

[略]

(2) [略]
2～5 [略]

(開示決定の通知)

第12条 [略]

様式第1号 (第10条関係)

保有個人情報開示請求書

[略]

--

[略]

[略]

3 本人確認等

[略]

ウ 請求者本人確認書類

☐運転免許証 ☐健康保険被保険者証 ☐

個人番号カード

[略]

[略]

[略]

[略]

様式第11号 (第22条関係)

保有個人情報訂正請求書

[略]

[略]

[略]

[略]

ウ 請求者本人確認書類

☐運転免許証 ☐健康保険被保険者証 ☐

個人番号カード

[略]

[略]

[略]

[略]

様式第17号 (第27条関係)

保有個人情報利用停止請求書

[略]

[略]

[略]

[略]

ウ 請求者本人確認書類

☐運転免許証 ☐健康保険被保険者証 ☐

個人番号カード

[略]

[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前のさいたま市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。